

インターネットと犯罪予告

2009年1月

明治大学 4年 小関ゼミナール

荒木憲好

目次

序章	1
第1章 犯罪予告と刑罰	3
定義	3
犯罪予告と罪名および刑罰	3
2章 犯罪の現状	6
インターネット普及率の推移	6
インターネット普及以前の事例	7
インターネット普及後	8
インターネット普及後の事例	10
事例に対する考察	14
3章 公および民間の対策	16
法規制について	16
公の対応	19
民間の取り組み	23
4章 総論 今後の展望 - 犯罪予告の抑止の方法	29
具体的な法整備	29
ユーザーへの啓蒙と教育	30
民間の活用と参画	31
5章 結論	33
参考文献	33

序章

時代はユビキタス*1 社会といわれるほど、生活の周りには電子機器が存在し、そこにあることが当然のように自然と使われている。情報が膨大な量に渡り誕生しては消えていく現代社会において、インターネットは必要な情報を入手するツールとしてユビキタス社会の一端を担っている存在といえ、人々の暮らしを援助する一つの役に立つ存在であるといえるだろう。

ところが昨今、社会に役立つ面のみが強調されてきたインターネットを介して、様々な犯罪が起こっている。

2008年8月発行の警視庁広報*2によれば、2007年のサイバー犯罪検挙数は5,473件、2003年の1,849件からほぼ3倍となり、2008年の上半期も2007年上半期に比して21.2%の増加である。このうちネットワーク利用犯罪検挙数も、同様に2007年は3,918件、2003年の1,649件から約2.3倍となり、2008年の上半期も2007年上半期に比して21.8%の増加している。ワンクリック料金請求・フィッシング詐欺・インターネットオークション被害等などの詐欺のほか、犯罪情報・有害情報サイト規制違反、商標・著作権などの侵害、犯罪等である。

サイバー犯罪検挙数

年 罪名	H15	H16	H17	H18	H19	H19 (上)	H20 (上)	前年比増減	
	不正アクセス禁止法違反	145	142	277	703	1,442	156	157	+ 1
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	55	55	73	129	113	41	73	+ 32	(+ 78.0%)
電子計算機使用詐欺	34	42	49	63	74	30	56	+ 26	(+ 86.7%)
電磁的記録不正作出・毀棄等	12	8	17	56	34	8	13	+ 5	(+ 62.5%)
電子計算機損壊等業務妨害	9	5	7	10	5	3	4	+ 1	(+ 33.3%)
ネットワーク利用犯罪	1,649	1,884	2,811	3,593	3,918	1,611	1,962	+ 351	(+ 21.8%)
詐欺	521	542	1,408	1,597	1,512	490	583	+ 93	(+ 19.0%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	269	370	320	463	551	275	284	+ 9	(+ 3.3%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	102	85	136	251	192	96	111	+ 15	(+ 15.6%)
青少年保護育成条例違反	120	136	174	196	230	110	211	+ 101	(+ 91.8%)
出会い系サイト規制法違反	5	31	18	47	122	39	159	+ 120	(+ 307.7%)
商標法違反	95	82	109	218	191	118	111	- 7	(- 5.9%)
わいせつ物頒布等	113	121	125	192	203	84	95	+ 11	(+ 13.1%)
著作権法違反	87	174	128	138	165	127	78	- 49	(- 38.6%)
その他	337	343	393	491	752	272	330	+ 58	(+ 21.3%)
合計	1,849	2,081	3,161	4,425	5,473	1,808	2,192	+ 384	(+ 21.2%)

*2 警察庁広報 2008年8月21日発行 <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf43.pdf> より

また迷惑メールの被害も減少することはないし、そればかりか、殺人予告や犯罪予告といった直接的な人体への攻撃となりうるものまで現れるようになっている。これらは名誉毀損や脅迫、業務妨害等の犯罪に分類される。

最近発生した「秋葉原無差別殺人事件^{*3}」によって、インターネットは殺人や犯罪の予告媒体となりうることが実証された。また、ひとたびこのような事件が発生すると、インターネットの世界では、模倣犯が限りなく連鎖的に生まれ、愉快犯行を含めた事件を多発させていくことも実証された。

そこで、この犯罪予告の現象にスポットを当て、具体的事件や日本における国家組織や民間機関が行っている対策について、研究方法としては、文献やインターネット上のサイトに蓄積された情報を検索、調査していきたい。また、関連団体の開催する政策懇談会を傍聴し、現在行われようとしている公の対策を調査する。

また、犯罪予告に対応する法律に関して、六法全書やインターネットにより下調べを行った結果、現在の法体制では不十分ではないかという推論を得たので、この推論を念頭に、現行法や、公の対応の状況を調査し、今後のインターネットの犯罪予告という犯罪の予防について考えてみたいと思う。

論文は以下の構成とする。

第1章では、犯罪予告を定義づけし、その罪名と刑罰について検証する。

第2章では、インターネット普及前と後とのそれぞれについて、犯罪予告といえる事例を挙げ、インターネットの普及が、この犯罪にどのように関連したかを掘り下げる。

第3章では、犯罪予告に対する国や団体の対応について調査する。

第4章では、今後への展望として、犯罪の予防や抑止につながる方法を考察する。

第5章を結論とする。

*1 ユビキタス

それが何であるかを意識させず(見えない)、しかも「いつでも、どこでも、だれでも」が恩恵を受けることができるインターネット、環境、技術の意

*2 警察庁広報 2008年8月21日発行 <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf43.pdf>より

*3 秋葉原無差別殺人事件

2008年6月8日12時30分ごろ、東京・秋葉原の歩行者天国に男が小型トラックで突入。通行人5人をはねたのち、トラックを降りた男は、通行人ら12人をナイフで次々と襲い、死者7人、負傷者10人という白昼の大惨事となった。男は携帯電話サイトの掲示板で6月6日から犯行直前まで、複数回にわたり犯行を予告していた。

第1章 犯罪予告と刑罰

この章では、まず「犯罪予告とはそもそも何なのか」を明らかにすること目的とする。そのために定義から述べていこうと思う。また、犯罪予告はどのような罪に値するのであろうか、現行法上で適応される罪状を検証してみたい。

定義

犯罪予告という言葉は、広辞苑などでは定義されていない。犯罪と予告という単語をそれぞれ別に広辞苑で調べてみると「犯罪:罪を起こすこと 予告:前もって告知知らせること」とある。そこで、協同編集で定義していく Wikipedia*4)による定義を使うこととする。

Wikipediaによれば「犯罪予告とは、場所や日時を特定した爆破予告や、個人名・法人名などを特定した上で傷害や殺害予告を行うことなどをさす。別名犯行予告とも」とある。

特定という言葉がキーワードになっており、対象があいまいである場合には、犯罪予告には当たらない。つまり、特定した時刻または事象、あるいは対象に向けた犯罪行動の予告を行う行為をさすと言える。

犯罪予告と罪名および刑罰

前文で述べたような犯罪予告の定義に触れる行為を行ったものはその程度によって罪に問われることとなる。

現行法においては、どのような罪名に問われるのであろうか。また、どのような刑罰が科されるのであろうか。

犯罪予告には下記の4種類の罪名が適用される。

通常は脅迫罪に問われる場合が一般的とされるが、爆破予告や無差別殺害予告の場合、脅迫の対象が広範囲に及ぶため威力業務妨害罪といった罪状になることもある。

- ・ 脅迫罪;

特定の個人に対し、犯罪予告という形で脅迫を行っていると捉えるため

刑法第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、**三年以下の懲役に処する。**

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の**未遂は、罰する。**

・ 偽計業務妨害罪；

犯罪予告が嘘であったとしても、その行為によって、業務が妨害されたと捉えるため

刑法第三十五章 信用及び業務に対する罪

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、**三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。**

・ 威力業務妨害罪；

暴力的な表現を用い団体や法人などに犯罪予告を行うことで、業務を妨害していると捉えるため

刑法第三十五章 信用及び業務に対する罪

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

・ 軽犯罪法違反；

上記の3つには当てはまらないものの、悪戯にしては度が過ぎると捉えるためこれには、実在しない場所に対する犯罪予告や、犯罪予告であるかのように誤読させるといった、内容に意味がない場合も罪に問われうる。

軽犯罪法(昭和二十三年五月一日法律第三十九号)

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを**拘留又は科料に処する。**

十六 虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者

二十四 公私の儀式に対して悪戯などでこれを妨害した者

三十一 他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者

このように、罪にあたりとされれば、刑法に問われ、仮に未遂であっても刑罰が科されることもあり、また懲役^{*5}も科される可能性があるものの、懲役は最長でも3年以下、罰金は50万円以下である。

また、軽犯罪法に問われた場合では、拘留^{*6}は30日未満、科料^{*7}は一万円未満となっている。

犯罪に対する抑止力となりうるかどうかは、疑問の残るところである。

なお、現時点で「犯罪予告」に適応される法律は刑法であり、「犯罪予告」への対応に特化した法律は施行されていない。

*4 Wikipedia 「ウィキ」によって構築されたサイト。

「ウィキ」とはコンピュータ上で共同作業により文章の編集を行うツールおよび概念である。書き込みや文章の訂正を簡単に行える仕組みを持ち、ウェブブラウザを利用して Web サーバ上のハイパーテキスト文書を書き換えるシステム。ウィキウィキ(Wiki Wiki)はハワイ語で「速い、速い」を意味し、ウィキのページの作成更新の迅速なことを表す。ワード・カニンガム(米プログラマー/Wiki 発明者) がホノルル国際空港内を走る Wiki Wiki シャトルバスからとって Wiki Wiki Web と命名したことに始まる。

Wikipedia は専門家やその事柄について詳しいものが協同編集して定義していく百科事典のサイトである。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>

*5 刑法第十二条

懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせる。

*6 刑法第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に拘置する。

*7 刑法第十七条 科料は、千円以上一万円未満とする。

2章 犯罪の現状

この章では、実際に起きている犯罪の内容を検証していく。

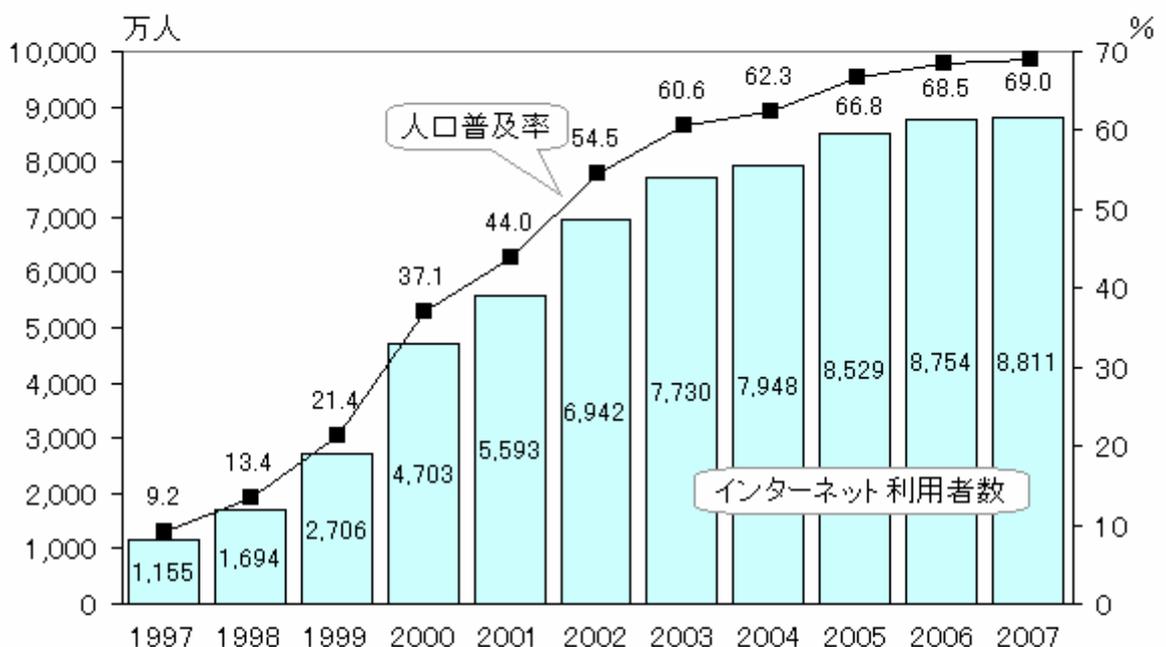
インターネット普及の前後で、発生した事件にどのような違いがあるのかを、実際の事件を元に調べてみたい。

そこでまず、インターネットの普及前と後との区別を時代背景として確認するために、インターネット普及率を下記に示す。

インターネット普及率の推移

総務省の通信利用動向調査によれば、1999年の21.4%から2000年の37.1%と飛躍的な伸びを示し、2007年には70%に迫る普及率を見せている。

インターネット利用者数・人口普及率



(注) 年末の推計。インターネット利用者数は、パソコン、携帯電話、ゲーム機等のいずれかでの利用者。対象年齢は1999年まで15～69歳、2000年末15～79歳、2001年以降6歳以上。
(資料) 総務省「通信利用動向調査」

上記の資料から、インターネットの普及した時期をおよそ2000年ごろと捉えることとする。

インターネット普及以前の事例

インターネットが普及したことによって、犯罪予告という犯罪が形を変化させた一面があると考えられるため、インターネット普及以前の事例についても、簡単にではあるがケーススタディをしていきたいと考えている。

普及以前の頃は、相手方に手紙を送りつけるなどの方法により、害悪を告知することで脅迫罪等に問われるケースが多かったとされる。(直接的に口頭で害悪告知したものによる脅迫罪の適用という事例は多いが、犯罪予告とは異なる範疇であると考えられるためここではそれを取り扱うことはしない)

・ ケース1

脅迫罪の成立が肯定されたケース。

政治問題について二派の構想が熾烈になっている時期に、一方の派の中心人物宅に現実の出火もないのに、「出火御見舞い申し上げます。火の元にご用心ください」といった内容の趣旨の葉書を送付する行為があった。つまり、加害側がほぼ特定され、害悪の内容が推定可能なためである

(最高裁判所 昭和35年3月18日第二小法廷判決)。

・ ケース2

脅迫罪の成立が否定されたケース

「人殺し、売国奴、貴様に厳烈な審判が下されるであろう」と葉書で告知する行為があった。これは文面が婉曲であり何人の手によって害悪が加えられるか全く不明確であるためである

(名古屋高判昭和 45 年 10 月 28 日)。

インターネット普及後

前述したように1990年後半からインターネット利用者は飛躍的に増加しており、2000年には37%、2002年には50%を越えた。

Windowsが爆発的にヒットした時期ともあわせ、2000年以降をインターネットが広く普及した時期のさきがけと捉えて論を進める。

犯罪予告の形態は、インターネット普及後には、手紙や電話という従来の形のほかに、インターネット上の掲示板サイト(後述)やウィキサイトに書き込まれる事例が現れるようになった。特に多いのが、匿名掲示板を使い犯行予告を行う方法である。

掲示板とは、インターネットに接続できる環境にあるものであれば誰でもが、サイト上に自分の意見を公表することができる仕組みである。インターネットによって提供された最大の特徴とも言える「双方向性」を具現化したもので、端末に位置するものであっても、一方的に与えられる情報を受動するだけでなく、能動的に自ら情報発信することを可能にしたシステムである。

また、パソコンや携帯電話といった端末さえあれば、誰でもアクセスおよび利用が可能である。

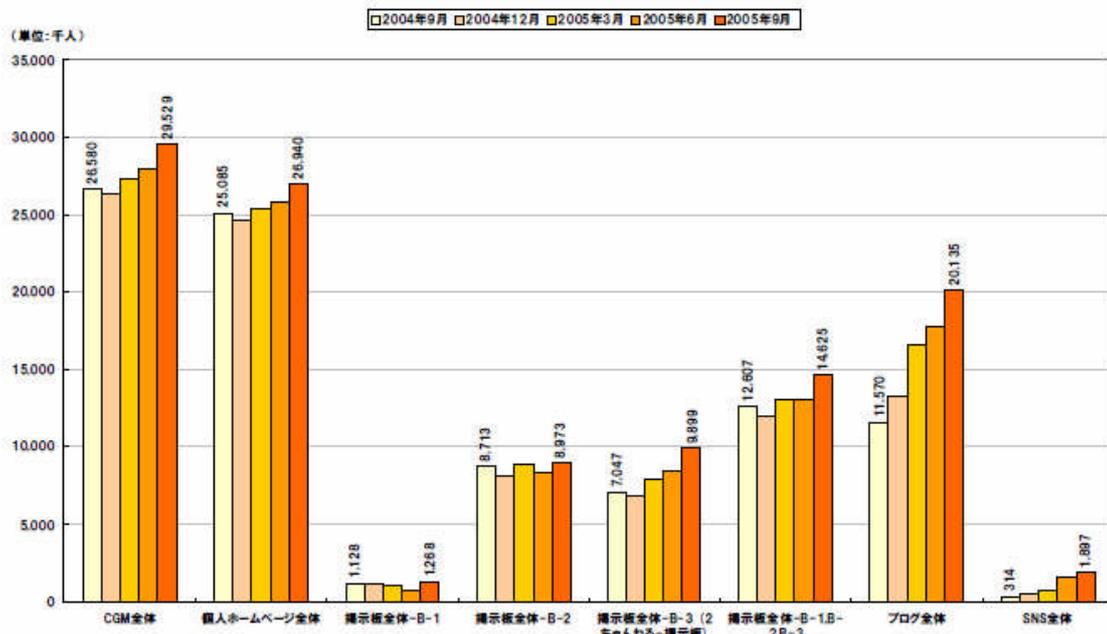
一般的な掲示板では、さまざまなカテゴリーに分類された事柄は、スレッドと呼ばれる小項目ごとに細分化されている。他者の立ち上げたスレッドに対し、返答および反論または同意を送信する方法のほか、新たなスレッドを自分で立ち上げることも可能である。また、自分の意見を表明するに当たっても、ニックネームやサイトのIDなどの、本人を特定できない情報だけしか表記されることはない匿名性を持ったサイトが一般的である。

その代表格として「2ちゃんねる」といわれるものがある。

ITメディアニュース2005年11月29日記事^{*8}によれば、2009年9月の掲示板の利用者総数は1,463万人、そのうち「2ちゃんねる」の利用者数は990万人(日本広告主協会Web広告研究会調査)といわれ、電子掲示板としては日本最大規模である。

同調査に寄れば、「2ちゃんねる」の利用者の年齢層は10代が20.0%、20代が15.0%、30代が30.7%、40代が21.9%、50代以上が12.5%となっている。

下図は、「Consumer Generated Media」(CGM)つまり、個人ユーザーを対象とした掲示板、ホームページサービスとブログ、ソーシャルネットワーキングサイトなどのサービスの利用動向を調べたものである。



日本広告主協会 Web 広告研究会が 11 月 28 日発表した「消費者メディア調査」

IT MEDIANEWS リリース <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0511/29/news004.html>*8

ところで「2ちゃんねる」には、連日おびただしい書き込みが行われる。書き込みの中には情報を共有したり、仲間を募ったりするような友好的な内容ばかりでなく、犯罪を予告するような内容や、他人の秘密の暴露、または誹謗中傷を目的としたものも後を絶たない。

もちろん、その反社会的な書き込みの中には、ある種のメッセージ性のようなものが具備された犯罪予告や、実際に愉快犯的なものではなくただ掲示板を犯罪予告のツールに選んだものなども確かに存在する。

しかし多くは匿名であることの安心感から、他人を傷つける内容を平気で表記したり、あるいは、有名になった事件を形式だけ真似るといった行為を行うものの、その書き込みによって自分が犯している犯罪性に対する認識は欠如しているのではないかと考えられるものが大半である。

インターネット上のサイトで、犯罪予告といえる事件を検索し、実際のさまざまな事件の概要を調査し(調査による具体例は事項でケーススタディとして示す)、「2ちゃんねる」「Yahoo 掲示板」および「FC2」といった代表的な掲示板に書き込まれるスレッドの内容を読むと(各スレッドに、登場する問題のある発言については前項で述べたとおり)、このような掲示板において問題のある発言や犯罪予告を行っている人々に共通の感覚があるのではないかという推論を持った。

それは、インターネットには見せかけの匿名性があるゆえに、掲示板に書き込みをしても、その書き込みをした人物は特定されることはないと考えているのではないかというものである。

実際には、仮に「2ちゃんねる」のようなアングラ*⁹と称されるサイトであっても、全てのIPアドレスまたはホスト情報は記録されており、荒らしなど迷惑行為があった場合や、警察や裁判所からの要請があれば、取得した接続情報等は提供されることになっている。

利用者同士では、接続情報などが知られることないという意味での、狭義の匿名性であるに過ぎないのである。

それでは下記にインターネットサイトから検索して調査した具体的事件を、ケーススタディとして挙げ、インターネット社会における犯罪予告の現状を記述していきたいと思う。

インターネット普及後の事例

・ ケース1

池内ひろ美脅迫事件

評論家の池内ひろ美を脅迫する文章を「2ちゃんねる」に書き込み、予定されていた池内の講演会を中止させたとして、男性が脅迫と威力業務妨害で逮捕・起訴されたという事件である。

裁判で、男性は「書き込みは客観的な意見を述べただけで、危害を与える意味はなく脅迫にはあたらない。」等として、無罪を訴えた。

しかし、2007年12月4日東京地方裁判所によれば「書き込みが殺人、放火の犯行予告となることは明らか」とし、脅迫罪の成立を認定し男性に懲役1年、執行猶予4年を言い渡した。

・ ケース2

小女子事件

2008年6月29日、2ちゃんねるに「小女子を焼き殺す」「おいしくいただいちゃいます」と書き込み、母校である埼玉県三郷市立丹後小学校の児童約490人を5日間にわたり集団下校させるなどして、同校教諭らの業務を妨害したとして男性が威力業務妨害罪で逮捕・起訴されたという事件である。

男性は被告人質問で「(犯行の)目的はない」と述べ、検察官に「目的もなく、人を殺す

と書くのか」と問われると「人とは書いていない」と反論し「魚を焼いて食べるという意味だ」と主張した。検察側は論告で「掲示板を盛り上げようとしてやった愉快犯で、動機は身勝手。小女子は『コウナゴ』と読み魚の意味だと言い逃れできるように言葉を選び、計画的で狡猾」と指摘し、懲役1年6月を求刑するのに対し、弁護側は「学校側にも謝罪する意思もある」として寛大な判決を求めた。

しかし、さいたま地方裁判所では2008年9月29日、「いたずらではすまされない卑劣な犯行。他人の痛みを想像しない無神経さは看過できない」として男性に懲役1年6月、保護観察付き執行猶予3年を言い渡した。

埼玉地裁では「警察に捕まるか捕まらないかきわどい文章で勝負し、掲示板の反響が見たいという動機は身勝手。魚の意味だと言い逃れできるよう、『小女子』という言葉を選び、犯行は巧妙」と指摘。「学校に謝罪もなく、『小女子』は魚だと不合理な弁解を繰り返し、反省がない」と男性を厳しく非難した。

・ケース3

秋葉原無差別殺人事件

2008年6月8日12時30分ごろ、東京・秋葉原の歩行者天国に男が小型トラックで突入。通行人5人をはねたのち、トラックを降りた男は、奇声をあげながら通行人ら12人をダガーナイフで次々とメッタ刺しにしたという事件である。

男は、静岡県裾野市の派遣社員、加藤智大容疑者(25)＝青森市出身＝で、駆けつけた警察に現行犯逮捕された。

負傷者の横には血の海ができあがり、日曜日だったこともあって事件現場に居合わせた数多くの買い物客や観光客などが混乱しながら逃げたこともあり、戦場を思わせる惨状だったという。トラックではねられたうちの3人が死亡し、ナイフで刺された者のうち4名が死亡している。死者7名、負傷者10名の犠牲者を生む、白昼の惨事であった。

男は携帯電話サイトの掲示板に、6月6日から犯行直前まで、1000件を超える書き込みをしていた。「今か犯行直前には「秋葉原で人を殺します」とのタイトルで「車をつっこんで、車が使えなくなったらナイフを使います みんなさようなら」と犯行予告をしていた。

犯行にいたるまでの犯行予告は以下のような経緯で行われた。

時系列ごとに、犯行当日の犯人の行動と、携帯サイトの掲示板への書き込み内容を示す。(「」内は掲示板への書込の内容を示す)

6月6日

11:14

「買い物 通販だと遅いから福井まででできた」

このとき犯行に用いたナイフを購入。

20:49

「ナイフを5本買ってきました」

6月7日

16:01

レンタカー屋でトラックの手配を済ませた後

「小さいころから『いい子』を演じさせられていたし、騙(だま)すのには慣れてる 悪いね、店員さん」

16:03

「無事借りれた 準備完了だ」

6月8日

05:21 携帯サイトに実況中継のような書き込みを開始。

「秋葉原で人を殺します 車でつっこんで、車が使えなくなったらナイフを使います みんなさようなら」

11:45

「秋葉原ついた」「今日は歩行者天国の日だよね？」

12:10

「時間です」

12:30 すぎ

2トトラックで交差点に突っ込み通行人をはねる。

車から降り、持っていたダガーナイフで周囲の人間を次々に刺す

毎日新聞によると殺傷行為の行われた時間はわずか30秒。

Yahoo Japan News より抜粋*10

この事件でより注目されるのは、事件の後に、複数のサイト上で殺人等の犯罪予告が相ついで、模倣的に発生したことである。7月7日までに33人が検挙されるにいたった。いわゆる劇場型犯罪の模倣による伝播である。

犯罪予告に対する民間の検索サイト「予告 in」*11によれば、秋葉原無差別殺人事件が発生した2008年6月8日以降発生し、検挙された事件は次表のように報告されている。

秋葉原の事件(6/8)以降の犯罪予告逮捕・送検名鑑

態様	都道府県	発生	犯行予告の内容	検挙	職業	性	年	罪名
殺害予告	山形	6/08	「もう死にたい…。勝手に僕の名前を使うなんて。ミュージック昭和サトラックで突っ込んでやる！」	6/12	団体職員	男	29	業務妨害
殺害予告	警視庁	6/09	「今から池袋行って100人ぶっ殺すもうすべてが嫌になった俺もやるそんでびっくりするほどユートピア！って言う」	6/15	無職	男	29	業務妨害
殺害予告	広島	6/10	「秋葉原のあの事件の…真似をします皆殺します本通りで」	6/15	アルバイト	男	19	業務妨害
殺害予告	新潟	6/10	「6月30日月曜日、19時30分に、新潟駅に放火する。放火した後、無差別殺人を新潟駅周辺で無差別殺人を起こします。みなさん。さようならグランドセフトオートIVやってたらやりたくなくなりました。」	6/15	中学生	男	13	脅迫
殺害予告	大阪	6/10	「6月16日3時にアメ村で無差別殺人おこします早く私を助けてくれませんか？でないと16日に20抜きはいきたいですね秋葉の件で、こんな僕も勇気がわきました」	6/13	大学生	男	21	軽犯罪法違反
殺害予告	警視庁	6/10	「6月13日渋谷で人を殺します」「みんな殺して俺(おれ)も死ぬ」「サバイバルナイフでグサッとな」「10人以上は確実に」	6/11	無職	女	16	軽犯罪法違反
殺害予告	茨城	6/12	「秋葉原みたいなのを起こしてやるよ。決行は正午。もうナイフも銃も用意した。あしたはおれのニュースが流れるな」	6/18	無職	男	21	業務妨害
殺害予告	警視庁	6/12	「明日、渋谷で大量殺人を行います」	6/19	大学生	男	20	業務妨害
爆破予告	和歌山	6/12	「6月14日に和歌山マリーナシティを爆破してやる。午前12時丁度に。」	6/14	アルバイト	男	23	業務妨害
殺害予告	福岡	6/14	「明日、九州のある駅で歴史に残る大量殺人する俺も加藤と同じなんだ。加藤に共感したんだ俺、死刑になる。加藤よりも多い人数を殺す。」	6/14	アルバイト	女	17	軽犯罪法違反
殺害予告	千葉	6/15	「(テーマパーク)で客刺し殺してくる」	6/23	アルバイト	男	19	業務妨害
殺害予告	新潟	6/16	「6月30日月曜日、19時30分に、新潟駅に放火する。放火した後、新潟駅周辺で無差別殺人を起こします。みなさんさようなら」	6/23	無職	男	30	脅迫
殺害予告	愛知	6/18	「今夜、21時30分、中部国際空港駅で人を刺します」	6/17	アルバイト	男	24	業務妨害
殺害予告	愛知	6/18	「明日にしおで3人殺します」	6/21	無職	男	26	業務妨害
殺害予告	北海道	6/18	学校裏サイトに友人を「殺す」	6/20	高校生	男	17	脅迫
爆破予告	神奈川	6/19	「今日の午前中、横浜駅の東口のどこかに爆弾をしかけるわ。死にたい(奴やつ)は来いや」「残念ながら通報も逮捕も全然怖くない」	6/19	無職	男	26	業務妨害
爆破予告	滋賀	6/20	「明日、(量販店)草津爆破予告」	6/21	アルバイト	男	26	業務妨害

資料: 予告 IN より*11

事例に対する考察

このように具体的事件を取り上げて見ていくと、普及前と後とでは、インターネットをツールとして使うことにより、事件の性格に変化が現れていることが見受けられる。

普及前では、手紙や電話など脅迫行為の目的となる相手に対して、直接的な働きかけがなされていた。これに対し、普及後では、脅迫をしたい相手に発信をすることによって直接的に働きかける方法だけではなくて、誰でもがアクセスできる掲示板に予告を行い、不特定多数の多量の相手に働きかけることで、間接的に相手を攻撃する方法も選択することができるようになったのである。

また同時に、犯人がまたは誰しもが、インターネット上に、自分がまるでドラマの中の主役の様に振舞うことができる場を、非常に安易に手にいれられるようになったことを示す。

つまり、これはインターネットの双方向性、伝達のスピードといった利便性が、犯罪にも、道具として非常に簡単に便利に使われてしまっていることがわかる。

また個別のケースを検討すると、ケース1・2にくらべ、ケース3の事件では、事件の質的特性がより強調されていることに気づかされる。

いずれも、瞬時に大量な相手に対し発信できるインターネットの利便性を背景にしているものの、ケース1.2では、相手を揶揄する目的の、半ば愉快犯的な犯行という部分が見受けられるのに対して、後者のほうでは、事件そのものを報告記事のように書き込みを行うことで、多くの人間をその劇場型犯罪に巻き込むという結果をもたらした。

事件の凄惨さやセンセーショナルな部分が更なる愉快犯を生み出す一因となったことは否めないが、実況報告的なインターネットの使い方という点で、インターネットが犯罪ツールとしてより強力に使われえたという事実を浮き彫りにした。

ケース3の秋葉原無差別殺人事件以前では、インターネットへの犯罪予告としての書き込みが月に2・3件だったのに対して、事件後1ヶ月では100件以上という数値となって現れて、インターネットの使用者や社会全体におおきな影響を与えている。

それでは、何ゆえこのような犯罪予告が頻繁に行われるようになったのであろうか。

一つには、インターネットの匿名性によるところが大きいのではないだろうか。前段で述べたように実際には完全な匿名性は確保されていないものの、名前や顔を隠して送信を可能にする簡便性が誤解を生んでいるように思われる。

二つ目に、掲示板等を利用することにより、間接的に脅迫行為を行うことができるため、罪悪感のうすれを引き起こすものではないだろうか。

さらに犯罪予告という行為自体が、軽犯罪法違反・威力業務妨害罪等に処されるということを理解していないか、または1章で述べたように仮に理解していたとしても刑罰が軽

いことからであると想像できる。

次の章では、国や企業が実際に行っている対策を洗い出し、整理していくことで対策性の検証をしていきたいと思う。

*8 IT Media News 2005.11.28 更新記事より抜粋

日本広告主協会 Web 広告研究会が 11 月 28 日発表した「消費者メディア調査」

「Consumer Generated Media」(CGM)つまり、個人ユーザーを対象とした掲示板、ホームページサービスとブログ、ソーシャルネットワーキングサイトなどのサービスの利用動向を調べたもの

IT MEDIANEWS リリース <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0511/29/news004.html>

*9 アンダーグラウンド—非公式または非合法であること。出所不明であること。などの意

*10 Yahoo Japan News http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/local/akihabara_stabbing_case より抜粋

*11 予告 in http://yokoku.in/column/crimer_list.php#Sort_0_1#Sort_0_1 より抜粋

3 章 公および民間の対策

この章では、インターネット上の事件に対して、現在行われている法規制、および公や民間の対策について調査した内容を整理していく。本来であれば、施策は「犯罪予告」犯罪に対応したものに限定して論じたいところであるが、「犯罪予告」に限定した施策は非常に限定的である。

したがって、現状の対策については、間口を広げ、インターネット上で起きている犯罪や問題に対応するものを広く調査し、広義では「犯罪予告」抑止とも取れる施策がないかを検証するものとする。

法規制について

第 1 章で述べたように、現時点で「犯罪予告」に適応される法律は刑法であり、「犯罪予告」への対応に特化した法律は施行されていない。しかし、その他のインターネットを通じておこなわれる犯罪の抑止のためには、いくつかの法整備がおこなわれている。

現状で施行されている法律およびガイドラインには以下のようなものがある。

- ・「プロバイダ責任制限法」

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるもので、特定個人の民事上の権利侵害があった場合を対象とする。

2001 年 11 月 22 日衆議院本会議で可決・成立した。

この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダは被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。

権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、被害者はプロバイダに削除依頼をすることができる。それを受けたプロバイダはそれを情報発信者に照会し、7 日間経過しても発信者から同意が得られなかった場合は、該当する情報の公開を止めるか、削除するなどの措置をとることができる。この措置によって発信者に損害が生じても賠償責任は負わない。

また、被害者は損害賠償請求権の行使に情報発信者の氏名や住所などが必要である場合など、正当な理由がある場合には、情報開示をプロバイダに対して求めることができる。

ここで定義されている「特定電気通信役務提供者」とは、いわゆるプロバイダ(ISP)だけでなく、掲示板を設置する Web サイトの運営者なども含まれる。つまり、運営する掲示板に個人のプライバシーなどを侵害する書き込みがあった場合についても、掲示板の管理者が責任を問われる可能性がある。

従来の法体系はインターネットのような情報環境を想定していないため、権利侵害の事案に対してプロバイダや掲示板の主催者などを当事者として扱うのか、どのような責任を負うのかといった点があいまいだった。これを明確に定めることがこの法律が制定された目的の一つである。

この法律は、「犯罪予告」がおこなわれた場合には、その情報をプロバイダやサイトの管理者が削除することや、発信者に関する情報の開示を認めるもので、広義では「犯罪予告」犯罪の抑止につながるものといえる。

- ・ 迷惑メール規制に関する法律および省令

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(現行法)
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則(現行法)
- 特定電子メール法 平成20年改正
- 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

この法律に基づき、以下のような行政処分が行われた。

- 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」
違反者に対する措置命令の実施(2008年6月25日)
- 「特定電子メール法」違反者に対する措置命令の実施(2008年2月19日)
- 「特定電子メール法」違反者に対する措置命令の実施(2005年9月27日)
- 「特定電子メール法」違反者に対する措置命令の実施(2004年4月16日)
- 「特定電子メール法」違反者に対する措置命令の実施(2003年11月13日)
- 「特定電子メール法」違反者に対する措置命令の実施(2002年12月25日)

これも特定の個人に向けての「犯罪予告」犯罪が、メールを手段としておこなわれた場合に、被害者が加害者に対抗することを可能にした法整備といえる。

- ・「青少年ネット規制法」

青少年をネットの有害情報から守ることを目的とした、「青少年ネット規制法」が2008年6月6日の衆議院本会議で可決、06月11日参院で可決・成立した。

法律では、有害情報として「犯罪や自殺を誘引する情報」「著しく性欲を興奮させる情報」「著しく残虐な内容の情報」などと例示。青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることを目的とし、フィルタリングソフト・サービスの普及などを促している。

携帯電話会社に対しては、保護者が不要と申し出ない限り、未成年が利用する端末へのフィルタリングサービス提供を義務付けた。ISPには顧客の求めに応じてフィルタリングソフトやサービスを提供する義務を、PCメーカーには、フィルタリングソフト・サービスの利用を容易にする措置を講じた上でPCを販売する義務を課した。ただし、それぞれ罰則は設けない。

行政は、内閣府に専門会議を設置し、青少年が安心してネットを利用できるようにするための基本計画を策定。フィルタリングの調査研究や技術開発を行う機関は、総務大臣と経済産業大臣の登録を受けることができるとしている。

この法案は、携帯電話を含むインターネット環境において、青少年を有害な情報から守るという目的であるが、有害基準に対する判断を国に委ねることについて、ヤフーやマイクロソフト、日本新聞協会などは「表現の自由を侵害する可能性がある」などと懸念を表明した。

「表現の自由」は権利として守られるべきものではあるが、しかし、例えば未成年者に対して限定的に「見せずに守る」権利や「見たくないものを排除する」権利もまた保障されてよいのではないだろうか。その意味で、有害情報を掲載したサイトを閲覧不能にすることも選択できるというのは、インターネットの健全性を守るためにも、選択肢のひとつとして、有効と考える。

したがって、この法案は直接的に「犯罪予告犯罪」を抑止するものではないとしても、例えば「犯罪予告」に関わる有害な情報を排除することによって、広義では、「犯罪予告犯罪」予防につながるともいえよう。

つぎに、関係省庁や関連団体また個人がどのような対策を講じているかについて検証する。

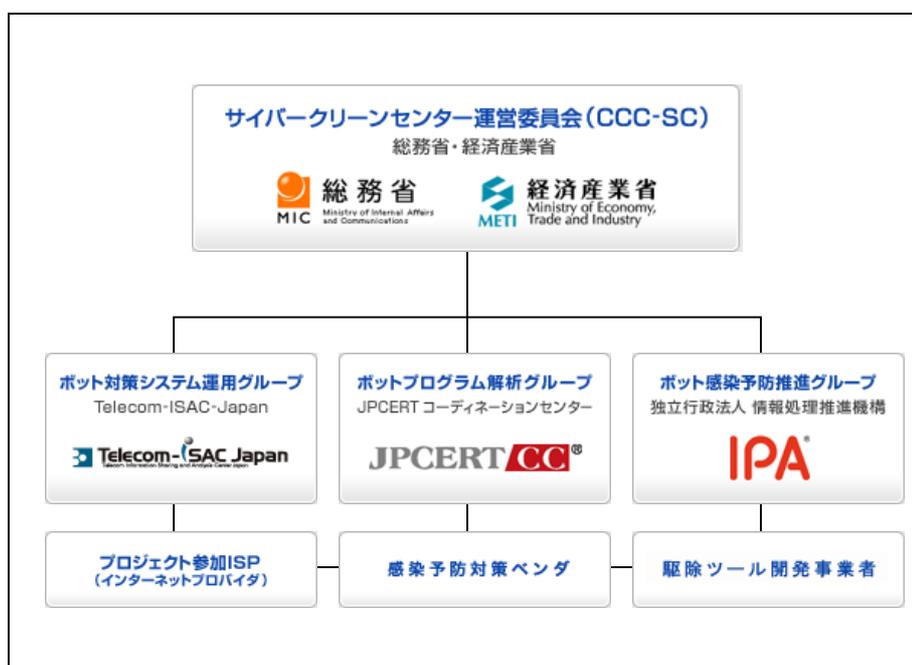
公の対応

まず公についてであるが、国といっても、関係省庁や内閣府機関など多岐にわたる組織がある。そこでまずインターネットに関わる犯罪への対応や予防を担当する組織を確認しそれぞれの対策を調査していくこととする。

対応する機関としては、経済産業省・総務省があり、また警視庁内にハイテク犯罪対策予防センターが設置されている。

また、経済産業省・総務省連携プロジェクトとして、サイバークリーンセンター*12が2006年に設立された。

サイバークリーンセンターは、近年インターネットにおける脅威となっているボットの特徴を解析するとともに、ユーザーのコンピュータからボット*13を駆除するために必要な情報をユーザーに提供する活動を行っている。また、インターネットサービスプロバイダの協力によって、ボットに感染しているユーザーに対し、ボットの駆除や再感染防止を促すプロジェクトの中核を担っている。サイバークリーンセンターは、サイバークリーンセンター運営委員会の下に実務内容に応じた3つのグループを置いた体制で運用されている。2008年12月現在71社のISPが参加している。



サイバークリーンセンターの体制 HPより抜粋*12

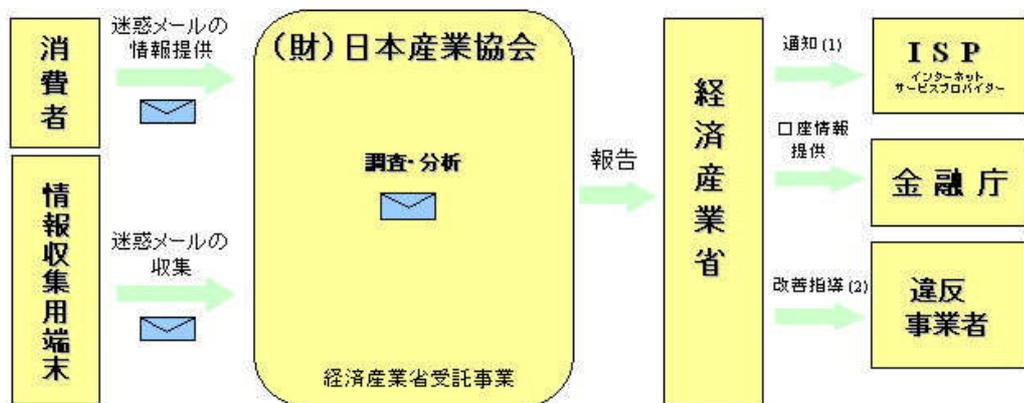
・経済産業省

経済産業省は、「国富の確保・拡大」という目的の基、経済社会の発展軌道を確認なものとし、世界経済全体の更なる発展に貢献する目的の省庁である。

インターネットについては、(財)日本産業協会 への委託事業として、迷惑メール対策等を行っている。

(財)日本産業協会は添付の図のように、消費者や自機関の情報端末から迷惑メールや詐欺行為に関する情報を収集する。経済産業省は協会の報告を受け、この情報を基に、インターネットプロバイダーへの通知指導、金融庁への情報提供、違反業者への改善指導を行っている。

また、(財)日本産業協会は2008年11月27日には、迷惑メール対策に関する関係者を集め、「迷惑メール対策推進協議会」(座長:新美育文明治大学教授)を設立した。第1回会合では迷惑メールの追放に向けた決意と具体的に講ずるべき措置等をまとめた「迷惑メール追放宣言」を採択した。



(財)日本産業協会*14 HPより

・総務省

総務省は国の行政全般に関わることや選挙制度、地方行政改革についてなど数多くの行政にまつわる総務的な仕事のみならず、国民の暮らしについても考える省庁である。その中で、総務省は情報通信や個人情報保護などインターネット関係についても対策を行っている。

総務省では、2008年に、「インターネット政策懇談会」を開催しており、12月をめぐり報告書をまとめることになっている。これは、ネットワーク構造や市場環境が大きく変化する中で、インターネットの健全な発展を図るための政策課題を抽出・整理し、今後の政策の方向性を整理することを目的としたもので、大学教授、ジャーナリストを含む知識人で構成され、オブザーバーとして、関連企業が招かれている。

筆者も、「インターネット政策懇談会」(第8回—平成20年12月17日(水)10:00～、中央合同庁舎2号館8階の特別会議室で行われた。)に参加させていただいた。議題はインターネット政策懇談会の報告事案についてであった。

インターネットの健全な課題を図るためにこの懇談会が行われているとの認識の基、公聴させていただいたが、内容はというとインターネットの経済的発展についての懇談であり、特にインターネット社会の犯罪的な危惧については第8回では話し合われなかった。また、配布された第7回の議事要旨を見てもこの数回は新技術とISPの事業展開に関する報告書に関する議論だけがテーマとなって進められてきたことが確認できた。

政策についての話し合いが経済的なものだけの言及に終わっていたのは残念に思ったのが参加させていただいた筆者の感想である。

なお、総務省のインターネット上の犯罪対策を調査してみると、迷惑メールに関して対策を行っているがあったのだが、実際には、財団法人日本データ通信協会^{*15}を通じて、迷惑メールや、オークションに関する情報提供を受け付けているに過ぎず、経済産業省の対応と大きく変わるところは見られない。

もちろんその迷惑メールに関する情報には、現行法を適用させ行政処分を科している。

また東京・秋葉原の無差別殺傷事件を受け、増田寛也総務相は2008年6月11日、インターネット上の犯罪予告を検知できるソフトウェアの開発費を、来年度予算の概算要求に盛り込む方針を明らかにした。

開発が検討されるソフトは言語技術を応用し、違法・有害情報の検出精度を向上させるもの。通常とは異なる急激な書き込みの増加や、自殺や殺人予告などの言葉を使った議論の流れなどを分析し、犯罪につながるような情報を認知できるようにするもので、ソフト開発に2億円程度の予算を計上するとされた。

また同年6月14日には、総務省として、全国約1万4千のインターネット接続業者やサーバー管理会社などに対し、ネット上で殺人などの犯罪予告を確認した場合、速やかに110番通報するよう文書で要請を行った。^{*16}

・警視庁ハイテク対策 情報センター

警視庁は国民の日々の暮らしの安全面を守るために設立された機関である。

インターネット上での犯罪が起こり始めた中で、インターネットでの犯罪対策を講じる目的で、警視庁ハイテク対策情報センター^{*17}を2000年に設立させた。

警視庁ハイテク情報センターは、対策班(ハイテク相談)・捜査班(警察署への支援・指導)・技術班(コンピューターの調査・解析)で構成されている。

一般に向けては、警視庁のハイテク犯罪^{*18}に関する情報が集約されているホームページを開設し、犯罪の種類やその対策、犯罪撲滅に対する警視庁としての取り組みの情報を紹介している。

そのホームページの中でセキュリティ対策、ネット犯罪対策、活動状況やハイテク事件簿についてふれている。

セキュリティ対策としては

- ・ 情報発信の責任と情報の見極め
- ・ セキュリティ対策(個人向け)
- ・ セキュリティ対策(管理者向け)
- ・ 個人情報流出防止
- ・ ウィルスに対する自己防衛

といった項目がありインターネット犯罪の予防のために、インターネットユーザーの心構えについての啓蒙を目的としている。

また、ネット犯罪対策には

- ・ ワンクリック料金請求にご用心
- ・ インターネット利用詐欺
- ・ 著作権侵害に注意

の項目があり、ハイテク事件簿といった実際に起こった事例などを記載し、ホームページを見に来たインターネットのユーザーにインターネット犯罪に関する理解を深めさせ、被害者にさせないように注意喚起を行っている。

なお、ハイテクキッズというカテゴリーを設け、上記の内容を小学生低学年でもわかるように、キャラクターを用い説明するためのページも構成している。

このように、治安を守るという基本理念にたち、インターネット上の犯罪から国民の生活を守ろうという意思は感じられる。

ただし、インターネット安全安心相談として、被害者の相談を受け付けている HP を開いてみると、ホームページ・掲示板に関する相談として、掲示板での悪口や犯行予告等といった行為に関する相談を受け付けているものの、相談者は、緊急でなければ地域の警察窓口への届出、また緊急と思われる場合は 110 番通報をするように指導されるのみである。また平日 8:30-17:15 に限り各都道府県ごとに設置されたサイバー犯罪相談窓口も対応する。しかし、2008 年 12 月 21 日から 2009 年 1 月 9 日までの間 20 数回通話を試みたが、常に話中の状態で、一度も会話することはできなかった。

これらの窓口や相談内容に関するパンフレットの製作が社会安全研究財団^{*19}に委託されて、警視庁監修として配布されている。別途資料参照

このパンフレットは HP 上からも取得可能であるが、印刷物をどこで配布しているのかについての情報は得られなかった。

民間の取り組み

・社団法人日本インターネットプロバイダー協会^{*20}

インターネットプロバイダー事業者が参集して、1999 年に社団法人日本インターネットプロバイダー協会を設立した。会員の主体的な活動により、事業者間の情報共有や専門知識の向上に努め、利用者のより良いインターネット利用を促進していくことにより、インターネットプロバイダー事業の健全な発展を確保し、もって高度情報通信ネットワーク社会の実現に寄与することを目的としている。2008 年 11 月現在、正会員企業として 181 社が参加している。

インターネット犯罪に関しては、

- ・ 迷惑メール問題に対するワーキンググループへの参加
 - ・ インターネット上の違法・有害情報に関する研究会への参加
 - ・ インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定への参加
 - ・ インターネット協会インターネット・ホットラインセンター^{*21}設立への参加
- などの活動を行っている。

・インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口として、2006 年 6 月 1 日から運用を開始した。

通報された情報を分析した結果、違法情報であれば警察庁へ通報する。有害情報（公序良俗に反する情報）と判断すれば、プロバイダや電子掲示板の管理者等へ、契約に基づく対応依頼を行い、もし判断に迷った場合は、複数の弁護士で構成される法律アドバイザーに判断を委ねている。

なお、有害情報（公序良俗に反する情報）とする範囲については、違法行為を直接のかつ明示的に請負・仲介・誘引する情報に限定しているとのことである。

通報フォームが用意されており、24 時間インターネット上で情報を受け付けているので、警察のサイバー窓口や 110 番に電話する方法よりも、利用しやすいものになっている。

・犯罪防止サービスサイト

総務大臣から前述のソフトウェアの開発費予算化案が発表された直後に、ロケットスタート社^{*22} が、サービス「予告.in」(ウェブ上に書き込まれた犯罪予告を共有することで、犯罪の防止を目指すサービスサイト 前述^{*11}: 第 2 章参照)を発表した。

「予告.in」は、インターネット上に流される情報のうち、「2ちゃんねる」のスレッド、ブログの記事などから、自動的に「殺人」「爆破」「犯行予告」といった事件性の高いキーワードを含むものを定期的に検索、取得し、一覧で表示するサイトである。通報用のフォームも用意しており、犯行予告などが書き込まれた URL を通報すると、メーリングリストを通じてアナウンスがされる。

そのほかの情報共有手段として、掲示板や Wiki、インターネット・ホットラインセンターへのリンクなども用意している。

サービスを開発したのはロケットスタートの矢野さとる氏である。矢野氏はこのサービスについて自身のブログ上で、総務大臣の増田寛也氏がネット上の犯罪予告を検知するソフトウェアの開発費を、来年度予算に盛り込む方針であるとコメントしたことにふれた上で、Twitter^{*22} や Yahoo! の API^{*23} などを利用して約 2 時間でサービスを作成したとコメントしている。

公的機関の及ばない方法やスピードを民間が実現できる実例として、問題解決に民間の力を生かすことができるのではないかという期待を感じさせる出来事であったといえよう。

このように、国や企業は、インターネット犯罪に対する対策や、犯罪予防について、考慮してきていないわけではないことがわかった。

ただし、インターネットの犯罪予告に対する対応や予防措置という観点のみに絞ってみると、公の対策はまだ整っていないといえる。

具体的対策として挙げられるものは、国としては、総務省がインターネット接続業者やサーバー管理会社などに対し、ネット上で殺人などの犯罪予告を確認した場合、速やかに110番通報するよう文書で要請した件、および、東京・秋葉原の無差別殺傷事件を受け、増田寛也総務相が、インターネット上の犯罪予告を検知できるソフトウェアの開発費を、2009年度予算の概算要求に盛り込む方針を明らかにしたに過ぎない。

これらの実効性を調査するに当たり、総務省の要請により、犯罪予告に関する110番通報がどのように変化したかについて、該当機関に電話による問い合わせをおこなった。

まず、総務省に問い合わせたところ、広報を通じて担当者としてヨコサワタ氏を紹介いただき、以下のような回答を得た。

1. 総務省では、2008年6月14日にインターネット接続業者やサーバー管理会社に対して要請した、「インターネット上の犯罪予告に対して発見次第110番通報する」件につき、どの程度の効果が現れているのか、また総務省の要請を契機に通報が増加しているのか、犯罪予防につながったのか、といったことを確認する統計はとっていない。
2. 警察庁に問い合わせをしてほしい。

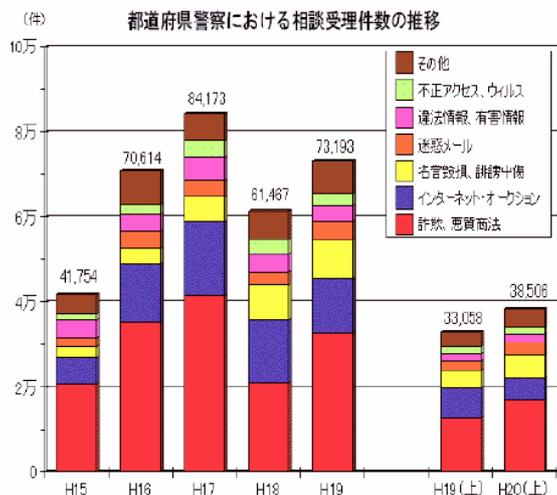
次に、警察庁の広報に問い合わせたところ、以下のような回答を得た。

1. 110番通報の総数は教えることができるものの、カテゴリー別の110番通報という統計はとっていないため、該当の通報数は不明。
2. 資料はHP等で公表されているもの以外は公開できない。また、訪問は受け付けない。

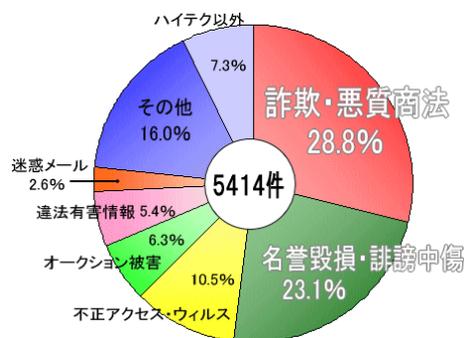
警察庁の広報として、HPで公表されている資料からは、サイバー犯罪に関する相談件数と検挙数を以下図表のように確認することができた。

相談件数

1. 相談総数



2. ハイテクセンター相談窓口電話受取状況



総相談数: 警察庁広報 2008 年 8 月 21 日発行 <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf43.pdf> より

ハイテクセンター電話相談数: 警視庁ホームページ 警視庁 情報セキュリティ広場:

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/haiteku/haiteku1.htm> より 転載

サイバー犯罪検挙数

罪 名	年						H20 (上)	前年比増減	
	H15	H16	H17	H18	H19	H19 (上)			
不正アクセス禁止法違反	145	142	277	703	1,442	156	157	+ 1	(+ 0.6%)
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	55	55	73	129	113	41	73	+ 32	(+ 78.0%)
電子計算機使用詐欺	34	42	49	63	74	30	56	+ 26	(+ 86.7%)
電磁的記録不正作出・毀棄等	12	8	17	56	34	8	13	+ 5	(+ 62.5%)
電子計算機損壊等業務妨害	9	5	7	10	5	3	4	+ 1	(+ 33.3%)
ネットワーク利用犯罪	1,649	1,884	2,811	3,593	3,918	1,611	1,962	+ 351	(+ 21.8%)
詐欺	521	542	1,408	1,597	1,512	490	583	+ 93	(+ 19.0%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	269	370	320	463	551	275	284	+ 9	(+ 3.3%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	102	85	136	251	192	96	111	+ 15	(+ 15.6%)
青少年保護育成条例違反	120	136	174	196	230	110	211	+ 101	(+ 91.8%)
出会い系サイト規制法違反	5	31	18	47	122	39	159	+ 120	(+ 307.7%)
商標法違反	95	82	109	218	191	118	111	- 7	(- 5.9%)
わいせつ物頒布等	113	121	125	192	203	84	95	+ 11	(+ 13.1%)
著作権法違反	87	174	128	138	165	127	78	- 49	(- 38.6%)
その他	337	343	393	491	752	272	330	+ 58	(+ 21.3%)
合 計	1,849	2,081	3,161	4,425	5,473	1,808	2,192	+ 384	(+ 21.2%)

警察庁広報 2008 年 8 月 21 日発行 <http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h20/pdf43.pdf> より

「犯罪予告」に該当すると思われる、「名誉毀損」、「脅迫」についての相談数および検挙数は、「その他」項目の中に、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯、銃砲刀剣類所持等取締法、売春防止法、児童福祉法等とともにひとくくりで掲示されているため、実数は検証できない。

また、政府の要請による犯罪予告に関する110番通報数などの記録はない。

サイバー犯罪の検挙数についても、広報として発表されているが、「犯罪予告」に関する検挙数はその他に含まれるものとされ、この資料からは実数の把握はできない。

つまり、公の立場で「犯罪予告」を抑制するための要請はおこなったものの、その効果については何の分析もおこなわれていないことが明白になった。この結果や、対応の状況から判断すると、要請先に対して、相手の協力が得られているかどうかの確認もしていないと判断できるし、以降の対応は計画されていないものと推測される。

また、犯罪予告のリサーチソフトの予算化に関しても、現時点では明確な予算の実現もされておらず、したがってこのソフトが今後開発されるとしても、その時期は未定だし、もちろん実行性は検証不可能である。

しかし、すでに稼働している、民間人の立ち上げたサイト「予告 in」(URL *11、サイト内容は 犯罪防止サービスサイト として前述) は、予算化を提唱した総務相の発言に触発されたものといえ、公の発言が民を動かし、結果的に、犯罪抑止につながった一例といえよう。

「予告 in」によれば、2009年1月6日現在、3170件の犯罪予告と疑われるサイトの検索表示を行っている。そしてそのうち、電話通報されたもの113件、通報されたもの1195件、さらにこのうち49件が実際に逮捕検挙に結びついたとのことである。

このことから、公の対応はきめ細かさや、インターネット社会に求められるスピード感にかけており、現時点で有効十分な施策がされているとはいいいがたい。

しかし、たとえ十分でなくとも、公が対応を行うこと、また行う意思を示すことによって、社会全体に広く問題を提起することとなり、民間の有志を動かすきっかけを与えたことは、ある意味での成果といえよう。

ただし、公の力に頼って待つだけでなく、民間のもつスピードや柔軟な対応力を上手に取り入れ、協働することが極めて有効であるとも考察でき、これは、今後の展望に向けて、一つの方向性を示唆するものであろう。

次章では、これらの現状の把握と分析を元に、今後の展望を考察する。

-
- *12 サイバークリーンセンター <https://www.ccc.go.jp/index.html>
- *13 コンピュータウイルスの一種であり、第三者が外部からパソコンを操ることを目的として作成されたプログラム
- *14 (財)日本産業協会 <http://www.dekyo.or.jp/>
- *15 (財)日本データ通信協会 <http://www.nissankyo.or.jp/>
- *16 2008年6月12日付 読売新聞
- *17 ハイテク相談と検挙事例を通してハイテク犯罪から身を守るために必要な情報を広く都民に提供することを目的とする組織 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/haiteku/index.htm>
- *18 コンピュータ犯罪 ネットワーク利用犯罪 不正アクセス事犯 の3つが当てはまる。
- *19 社会安全研究財団 警察庁の指導と学識経験者の指示を得て、広く市民生活の安全と平穏の確保に貢献していることを目的とする財団 <http://www.syaanken.or.jp/index2.html>
- *20 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 JAIPA <http://www.jaipa.or.jp/index.html>
- *21 インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口。2006年6月1日から運用を開始
- *22 株式会社ロケットスタート 「考えついたアイデアを すごいスピードで作ってみてリリースする」Web 制作集団 <http://rocketstart.jp/about.html>
- *23 ツイッター:カリフォルニア州サンフランシスコの SoMA エリアで設立された会社。2006年3月にサイド・プロジェクトとしてスタートしたツイッターはいくつものネットワークやデバイスで使うことのできる、リアルタイム・ショートメッセージサービスに成長。 <http://twitter.com/about#about>
- *23 プログラミング用語 あるプラットフォーム(OS やミドルウェア)向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のこと。また、それらを利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合。

4 章 総論 今後の展望 - 犯罪予告の抑止の方法

インターネットに関わる犯罪には数多くのもが存在しており、対策として整備が必要なものが多すぎ、また発生スピードが速すぎて、第 3 章で検証したように、対応は遅れがちであり、また事後的である。

しかしながら、インターネット上における「犯罪予告」という犯罪が、単なる愉快犯による侮蔑や脅迫にとどまらず、殺人事件にまで発展してしまう、負の可能性を内包していることを考えたとき、「犯罪予告」への対応が後手に回っていることを看過することはできない。

とくに、秋葉原連続殺人事件のように、数日に渡って犯人から犯行の意思表示が行われていた事件の経過を考えたとき、もし、適切な対応が取れていれば、事件を未然に防ぐこともできたのではないだろうか。

この章では、これまでの調査結果を元に、特に「犯罪予告」の抑止対策に焦点を絞り、今後の展望を考察する。

考察は、第1～3章で確認した下記課題を元におこないたい。

1. 「犯罪予告」の犯罪としての定義の曖昧さ
2. インターネットの匿名性に対する誤解
3. 公の対策の遅れと不徹底な対応

具体的な法整備

「犯罪予告」の抑止目的に特化した法整備

第 1 章で調査の結果をまとめたように、インターネット上での犯罪予告という犯罪行為には、犯罪予告自体を対象とした特別法は制定されていない。もちろん、現行法を適用して刑罰を課すというシステムをとっているのだから、適応される法律がないわけではない。

しかし、迷惑メール規正法や青少年ネット規制法など、対象を限定した法と比べると、「犯罪予告」そのものを限定して規制をかけるわけではないから、犯罪行為としての認識に欠け、行為に対する具体的処分が見えにくいのではないだろうか。

法律によって罰することを目的としているのであれば、法整備とは、犯罪の抑止効果を目的として行われていなければならないといえよう。これを考えるなら、犯罪予告に関す

る特別法を作成することは、悪戯目的の模倣犯が多数存在する「犯罪予告」という犯罪の抑止効果として、一つの手段であるように考えられる。

新法が施行されるとき、国の公布とマスメディアの報道により、「犯罪予告」が犯罪行為にあたるということの認知度は飛躍的に上昇することが期待できるのではないだろうか。

また、次に犯罪定義に関してであるが、対象を直接攻撃せずに、間接的に脅迫中傷することによって、罪悪感を希薄にさせてしまうことのないよう、「予告犯罪」の犯罪定義に明確な基準を作り上げ、周知させることも有効ではないだろうか。

どういった内容の予告が犯罪行為にあたるかのガイドラインを作り、公表することで、何が犯罪行為に当たるかという定義が共通の認識となり、結果的に犯罪の抑止につながるはずである。

「犯罪予告」に対応する法整備は、筆者が課題として挙げたもののうちの、定義と公の対策についての一つの解答になると考えている。

ユーザーへの啓蒙と教育

倫理・道德面の啓蒙教育

一般に、公的機関の行っている「犯罪予告」予防のための対応と受け取れるものは、HP 上での倫理面・道德面についての言及である。対策を行っている機関は、その対応資料の中で、「インターネットを使用する際にマナーを守って行いましょう」と啓蒙している。

しかし、今回筆者は調査のために、インターネットの犯罪に関係するサイトを数多く訪問し、内容を詳細に吟味したために、予防対策の文章や表現を発見することができたに過ぎず、インターネット犯罪に対してそのような危惧や不安を抱えてないものが、これらのサイトを訪問するか、また仮に訪問しても興味を持って内容を見ているとは考えにくい。

つまり、倫理面や道德面から、犯罪予防を啓蒙する対策をおこなうとすれば、インターネットを利用しようとするものは誰でもがその画面を通過しなければネットにつながることができないようなシステムを、ISP と協働して開発することも考えられるはずである。

また、せっかく製作されたパンフレットなどをもっと活用し、教育現場などでも例えば交通安全教室のように、インターネット安全教育があってもよいであろう。

匿名性に関する情報の周知

また、限定的な匿名性に関する情報の周知も求められよう。

匿名性があるからこそ自由な議論ができるという、正の側面を守る工夫をする必要はあると考えるので、倫理基準や法に触れない範囲においては、匿名性は確保されるべきものとする。

しかし、特に愉快犯などに関して言えば、匿名性に対する誤解によって、モラルの欠如が起きているのだから、インターネットユーザーに対して、インターネットの利用に際しては、完全な匿名性は確保され得ないということを理解させることにより、犯罪の抑止につながるという。

2001年に制定された「プロバイダ責任制限法」によって、一定の条件の下では発信者情報が開示されることをさらに周知徹底してはどうだろう。前項で挙げた教育・啓蒙活動において周知することもできるし、プロバイダやサーバー管理者の責任を明確にするためにも会員登録時により強調して周知させることも可能であろう。

匿名性に関する情報の周知は、筆者が課題として挙げたもののうちの、匿名性への誤解についての一つの解答になると考えている。

このように公、または公主導でなければならないことは数多く存在する。

教育・啓蒙にいたっては民間やNPOなどの存在で対処できる問題でもあるが、公の影響力をかんがみるときに、公の元始的な取り組みというものが必要なのである。

しかし、今までに筆者が取りあげたもののような犯罪予告への取り組みは聞こえてきてはいない。第4章で、述べたように、総務省のインターネット関連業者への110番通報の呼びかけにいたっても、効果に対するデータをとってすらいないという状態である。

第2章のインターネットの普及率でみたように、インターネットは国民の生活の一部になっている。インターネット上の「犯罪予告」行為は、この普及率の増加によって、国民全体に多大な影響を与える可能性をもっている。また、過去の事例で見ると、直接に人体への被害を与える犯罪行為であるから、この対策を怠ることをしてはならず、今後も公として対策をおこなっていく必要があるのである。

民間の活用と参画

一方、「予告 in」の事例に見るように、国の対応はネット世界のスピードに追いつくものではない。しかし、たった一人の技術者が、2時間で、またコストもかけずに、国が翌年二億円の予算を投入しようとしたソフトを作成できることを見せ付けられたとき、筆者は、公

の対策を云々するばかりでない新たな方向性の萌芽を感じた。

つまり、インターネットに加わる人々による、自浄努力を形成する民間の活動である。もちろん、国による対策や、法整備なども重要な側面である。ただ、現時点において、公に期待できるスピードは、ネット世界の加速してしまったスピードに、一朝一夕に追いつけるものではなくなってしまった。

そのスピードラグを解消するためにも、民間の、もっとネットに近いところにいる者たちの力を集積していくことは出来ないだろうか。

技術力についていえば、「予告 in」の事例に見られるように、民間では、国の想定した時間・予算よりはるかに低コスト・短時間で、求められる機能を持つソフトを作り上げることが可能である。インターネットのように、特に専門性の際立つ世界では、その専門力を有する民間と協働していくことが必至であろう。

公の機関が提供する場での活躍を求めただけでなく、民間の有志が、より機動力を持ち、また自由な参画ができる仕組みづくりも必要であろう。

また、青少年ネット規制法をみてもわかるように、人権や自由の保護の観点から、政治的アプローチには、多方面からの検証も求められる。国民全員の賛同が得られるような、規則作りにおける透明性が必要であろう。この点でも民間が参画する意義は大きい。

同時に、ハイテクをハイテクで征する犯罪検索ソフトにしても、賛否はさまざまである。機械に人の心情が理解できないとはいえないため、機械が検索して、確認しやすくなった情報を、さらに人の目で見ていくことで、より真実に近づくことができると主張する人もいる。より多くの目を通じるという目的からすれば、国民の70%以上がネットにかかわっている現在、民間人のボランティア協力が、このような監視体制の大きな武器になるものと思われる。

予告 in のようなサービスサイトの有志による提供に対応して、一般の人々やボランティアが、組織的に継続的に協力していくような仕組みづくりができれば、「犯罪予告」という犯罪への、大きな予防対策になるのではないかと考えるものである。

これら民間の対応は、筆者が課題として挙げたもののうちの、公の対策の遅れを補完するための一つの解答になると考えている。

5 章 結論

ここまで検証してきたように、現在の対策は十分なものとはいえない。したがってインターネット上の「犯罪予告」という犯罪行為を抑止するためには、これまで述べたような公民あわせての対策が求められると考える。

実行にあたっては、それぞれが別々に対策を組むのではなく、お互いがその彫塑利点を活かし、協働して犯罪抑止対策をとるという方向性が見えてきたように思える。公だけでなく、民間だけでもなく、公民力を合せて対策をとることが非常に大きな効果を生むことになるだろう。

そして我々市民としても、まず、公でなければできないことについては、それぞれの機関が必要な対策を打ち出していくように、公に対して要求・監視をしていかなければならないし、またわれわれの一人一人が、問題を自分のこととして捉え、インターネットの環境を守る努力をする必要があるという提案を本論文の結論にし、文章を終わらせたいと思う。

参考文献

- ・ 鈴木謙介 「暴走するインターネット」 イーストプレス社 2002 年
- ・ 情報教育学研究会 「インターネットの光と影」 北大路書房 2003 年
- ・ 河崎貴一 「インターネット犯罪」 文藝春秋 2001 年
- ・ 久保田裕 「情報モラル宣言」 ダイヤモンド社 2006 年
- ・ (株)UFJ 総合研究所 「違法・有害情報に関する調査研究」 2002 年
- ・ 「インターネット政策懇談会」(第 8 回) 議事次第 および配布資料 2008 年 12 月
- ・ (財)社会安全研究財団 「あんしんネットライフ」 2008 年 (資料として添付)

インターネット 安全・安心相談

<http://www.cybersafety.go.jp/>
困った時の対応策を提供しています。



相談窓口

インターネット上での主な困りごとについて、基本的な対応策等をお知らせしています。



事例検索

相談事例を紹介するコーナーです。フリーワードやカテゴリ別に検索することができます。



インターネットを利用する際の注意点

- ◆パスワードは、容易に推測できるものを避け、定期的に変更しましょう。
 - ◆ID・パスワード、クレジットカード番号等の個人情報はむやみに入力しないようにしましょう。
 - ◆使用しているOSやソフトウェアは、最新のセキュリティパッチを適用しましょう。
 - ◆ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態で更新しましょう。
 - ◆怪しいサイトには興味本位でもアクセスしないようにしましょう。
- インターネットの世界でも、ルールと常識を守り、責任ある行動をしましょう。

都道府県警察本部のサイバー犯罪に関する相談窓口

※相談窓口はサイバー犯罪の窓口ではなく、犯罪全般の窓口の場合もあります。

詳しくは…<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

北海道・東北	中部	中国
北海道 011-241-9110	富山 076-442-0110	鳥取 0857-27-9110
青森 017-735-9110	石川 076-225-0110	島根 0852-31-9110
岩手 019-654-9110	福井 0776-22-2880	岡山 086-234-0110
宮城 022-266-9110	岐阜 058-272-9110	広島 082-228-0110
秋田 018-865-8110	愛知 052-951-1611	山口 083-922-8983
山形 023-642-9110	三重 059-224-9110	四国
福島 024-533-9110	近畿	徳島 088-622-3101
東京・関東	滋賀 077-525-0110	香川 087-833-0110
警視庁 03-3431-8109	京都 075-414-0110	愛媛 0120-31-9110
茨城 029-301-8109	大阪 06-6943-1234	高知 088-875-3110
栃木 028-627-9110	兵庫 078-341-7441	九州
群馬 027-224-8080	奈良 0742-23-0110	福岡 092-641-9110
埼玉 048-832-0110	和歌山 073-432-0110	佐賀 0952-26-9110
千葉 043-227-9110		長崎 095-823-9110
神奈川 045-664-9110		熊本 096-383-9110
新潟 025-285-0110		大分 097-534-9110
山梨 055-235-2121		宮崎 0985-26-9110
長野 026-233-0110		鹿児島 099-254-9110
静岡 054-254-9110		沖縄 098-863-9110

財団法人 社会安全研究財団

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-7-8 大手町佐野ビル 6階
TEL.03-3219-5177 FAX.03-3219-2338
ホームページアドレス <http://www.syaanken.or.jp/>

警察庁

サイバー犯罪対策のホームページ <http://www.npa.go.jp/cyber/>

サイバー犯罪防止対策で、 あんしんネットライフ

家族みんなで気をつけたい、サイバー犯罪の＜傾向と対策＞

※サイバー犯罪とは、コンピュータやインターネットを利用した犯罪のことです。



(財)社会安全研究財団 監修：警察庁

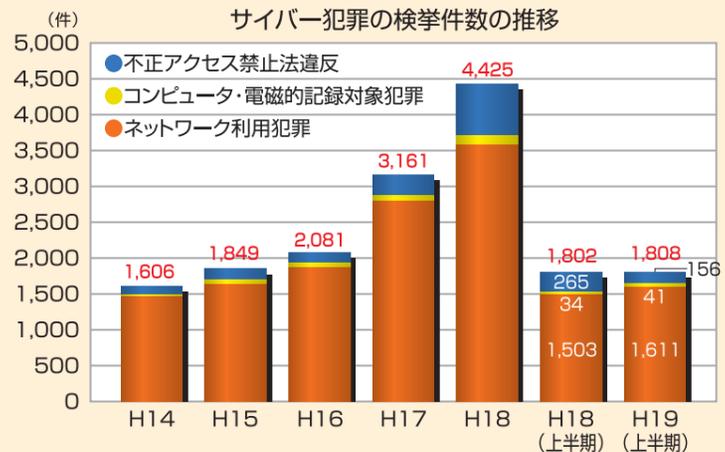
平成19年のサイバー犯罪情勢

サイバー犯罪の 検挙状況

平成19年上半期のサイバー犯罪（情報技術を利用する犯罪）の検挙件数は1,808件で前年同期（1,802件）とほぼ同数。

（主な特徴）

- 児童買春事犯及び青少年保護育成条例違反が385件で前年同期より61.1%増加。
- 著作権法違反が127件で前年同期より176.1%増加。

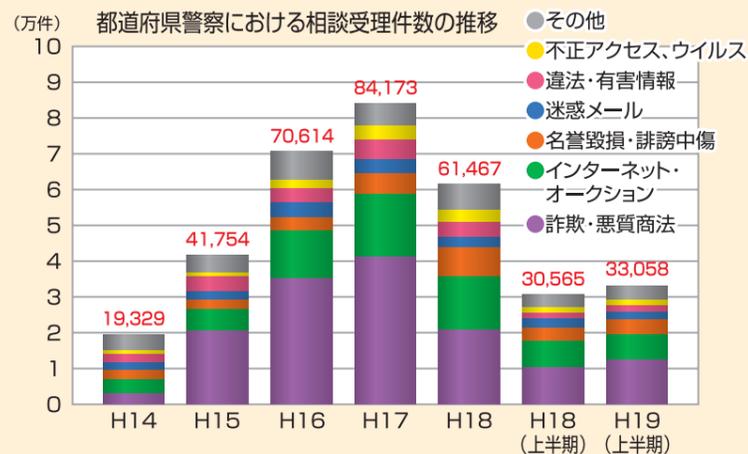


サイバー犯罪等に関する相談受理件数

平成19年上半期に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談受理件数は33,058件で前年同期（30,565件）より8.2%増加。

（主な特徴）

平成18年に大幅に減少した「詐欺・悪質商法」が増加。



平成19年の主なサイバー犯罪検挙事例

不正アクセス禁止法違反事件

被疑者（無職・男・34歳）らは、インターネット・オークション会社の偽のログイン画面を設置し、同ログイン画面へ誘導する電子メールをオークションの会員に送信し、これを本物のログイン画面と誤信した会員が入力した識別符号を不正に入手した。そして、当該識別符号を使用して同社のコンピュータに不正アクセス行為を行い、同社オークションにおいて商品を売ると偽り多数の落札者から代金を騙し取った。詐欺でも検挙。（1月・警視庁、熊本、岡山、広島）

わいせつ画像公然陳列幫助

携帯用インターネット掲示板の管理者である被疑者（派遣社員・男・32歳）は、投稿されたわいせつ画像を放置して、わいせつ画像公然陳列を容易にさせた。児童買春・児童ポルノ法違反幫助でも検挙。（2月・兵庫）

不正アクセス禁止法違反事件

被疑者（中学生・男・15歳）らは、オンライン上のアイテムを収集する目的で、ゲーム内のチャットを利用して、キャラクターの速度が速くなるプログラムがあるとの甘言によってキーロガーであるプログラムをダウンロードさせ、他人の識別符号を入手し、これを使用して当該オンラインゲーム会社のコンピュータに不正アクセスした。（2月・静岡）

著作権法違反事件

被疑者（会社員・男・29歳）らは、著作権者の承諾を得ないで、雑誌に掲載された漫画作品を電磁的記録媒体に記憶蔵置させ、インターネットに接続させた状態の下、ファイル共有ソフト「Winny」を起動させて自動公衆送信装置とし、これにアクセスしてきた不特定多数の「Winny」利用者に自動公衆送信し得るようにし、著作権を侵害した。（5月・京都）

違法有害情報から

身を守ろう！

違法情報、有害情報への対策を

ネット上にはわいせつ、薬物、自殺など子どもに悪影響を及ぼすような情報を掲載したサイトがたくさんあり、そうしたサイトに関係した事件も発生しています。特に子どもがそのような情報に触れることのないよう、保護者の皆さんは子どものインターネット利用状況を把握し、対策に努めて下さい。

対策

- ルールを決めて子どもにインターネットを利用させる。
- フィルタリングの利用

※フィルタリングとは、ウェブサイト上の違法情報、有害情報へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択する機能を言い、ソフトウェア又はサービスとして利用できます。

● パソコンの場合

市販のソフトのほか、プロバイダや財団法人インターネット協会が無償で提供しています。詳しくは、各プロバイダやインターネット協会にお問い合わせください。

● 携帯電話の場合

携帯電話会社では、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリング）を提供しています。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせ下さい。

インターネット・ホットラインセンター

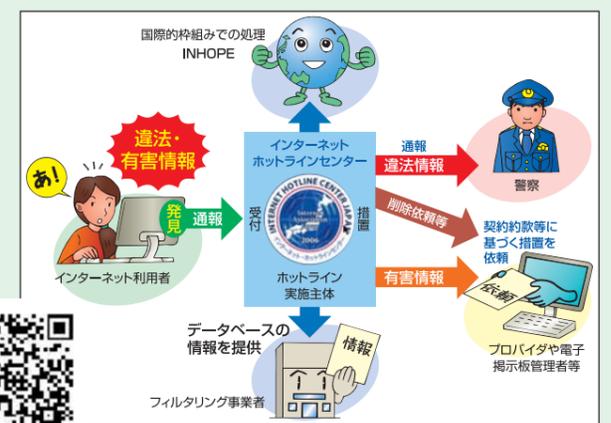
「インターネット・ホットラインセンター」は、インターネット上の違法情報、有害情報の通報受付窓口です。

同センターでは通報された情報を分析し、違法情報については警察へ通報するとともにプロバイダや電子掲示板の管理者等に削除を依頼し、有害情報については、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して契約約款に基づく対応を依頼します。

インターネット上の違法情報、有害情報を発見した場合には、下記サイトまで通報をお願いします。

<http://www.internethotline.jp/> (PCから)

携帯電話はこちらから→



青少年の皆さん、
そして
保護者の皆さまへ

サイバー犯罪

家族みんなで気をつけよう!



誹謗中傷に注意

掲示板の管理者やプロバイダ等に 掲示板の削除等を相談

ホームページ・掲示板等に、掲載されている情報が個人の権利を不当に侵害（自分の個人情報や画像が勝手に掲載されたり、悪口が書かれたり）している場合には、掲示板の管理者やプロバイダ等が情報の送信を停止することができるようになっています。（プロバイダ責任制限法）



対策

- 他人の個人情報を本人の許諾なく掲載することは厳に慎みましょう。
- ホームページや掲示板は、どのような人が見ているかわかりませんから、自分の家族・友人の個人情報を安易に載せないようにしましょう。
- 自分の個人情報をある程度公開しなければならないときは、電話番号や詳細な住所などまで本当に必要なのか、十分に考えてから実行しましょう。

平成19年上半期の名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談受理件数

4,202件 (前年同期比15.8%増)

実例

中学校の女子生徒が自分の携帯電話から、インターネット掲示板に他の中学生を誹謗する内容を書き込み、侮辱した。

(平成19年1月)

出会い系サイト

出会い系サイト利用上の規制

「出会い系サイトの利用は18歳未満の児童は利用できません。」
出会い系サイトを利用して大人が18歳未満の児童に性交等の相手をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなど書き込みすること、18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることは、「出会い系サイト規制法」で禁止されており、処罰の対象となります。

甘い言葉の奥に、恐ろしいワナが

メールの相手はどんな人なのかわかりません。出会い系サイトで知りあった者に殺されたり、誘拐されたりする事件が発生しています。

対策

- 「出会い系サイト」は、見ない。書き込まない。絶対に会わない。
- ※ 出会い系サイトにかかる犯罪予防ページ <http://www.npa.go.jp/cyber/deai/>



実例

女子児童が、出会い系サイトで知りあった男にホテルに連れ込まれ、わいせつな行為をされるとともに覚せい剤を注射された。

(平成19年1月)

架空・不当請求メール

架空・不当請求メールには 落ちついて対応

利用していない有料サイトの料金を請求する「**架空請求**」メール、メール中のURLをクリックしただけで料金が請求される「**不当請求(ワンクリック請求)**」メールが依然として多いようです。不意の料金請求がきても、身に覚えのないものや、「有料」である明確な表示がないものについては、支払う必要はありません。

対策

- 慌てて料金を支払わない。
- メールを返信したり問い合わせの連絡先に連絡しない。
- 不審なURLをクリックしない。
- 証拠を保存しておく。



ネットゲーム(オンラインゲーム)

ゲーム内の“ルール違反”では すまされない不正アクセス

ネットゲーム上で相手のアイテムを盗んだりしようとして他人のID・パスワードを無断で使用してログインすることは「**不正アクセス禁止法違反**」という立派な犯罪となります。たとえゲームであっても、他人のID・パスワードを無断で使ってはいけません。

また、こうした被害にあわないように、自分のパスワードが他人に知られないよう、気をつけることが大切です。特に簡単なパスワードは他人に見破られてしまいますので禁物です。

ネットゲームの向こう側には「人」がいる事を忘れずに、ルールやマナーを守って遊びましょう。

対策

- ルールを守ってプレイする。
- パスワードを人に教えない。



ネットショッピングや
ネットバンキングを
ご利用の皆さまへ

大切な情報を

盗み取られないために。



インターネット・オークション詐欺

次のような被害が発生しています。ご注意ください!

- オークションで落札し、代金を振り込んだが、商品が送られてこない。
- オークションで落札できなかったが、メールで直接取引を持ちかけられ、これに応じ代金を振り込んだところ、商品が送られてこない。
- オークションで落札したものの送られてきた商品が壊れていた、粗悪品であった。

※取引時のホームページやメールを印刷しておくようにしましょう。

利用する際の注意点

- エスクローサービスや代金着払いなど安全な方法で取引する。
- オークション外での直接取引には応じない。
- パスワードは簡単なものを設定しない。
- 相手の銀行口座の控え、振込の控え等を保管しておく。

スパイウェア

もっとも要注意! 個人情報盗み取る悪質ソフト

スパイウェアは、コンピュータウィルスのようにコンピュータに入り込み、打鍵(タイピング)、画面表示、ハードディスク等から個人情報を取得して、悪意のある者に送付します。

こうして盗まれた個人情報が悪用されて、銀行口座からお金を引き出されたり、クレジットカード決済で買い物やされたりする被害が発生しています。

スパイウェアは不審なソフトウェアをインストールしたり、あやしいサイトやメールの添付ファイルなどから侵入することが多いので注意が必要です。

事例

ネットバンキング会社を装ってスパイウェアを送りつけ、利用者のID・パスワードを盗み出し、利用者の口座から自分の口座へ送金した。(平成17年10月)



対策

- 不審なCD-ROMやソフトウェアは使わない。
- 使っているOSのアップデートをきちんと行う。
- スパイウェア駆除ソフトや駆除機能付きのウィルス対策ソフトを常に最新の状態で使う。

フィッシング

アクセスしたホームページがもし偽物だったら

フィッシング(phishing)は釣り(fishing)のことではありません。実在する金融機関や企業からのメールを装って「セキュリティを強化する。」などの口実をつけて言葉巧みに偽のホームページに誘導し、暗証番号、カード番号、ID、パスワードなどを入力させるという詐欺の手口のことです。そうして得た情報をもとに偽造カードを作ったりネット決済に悪用して、現金を引き出されたり商品を購入されたりといった被害に遭います。巧妙に造られた偽のホームページにだまされないように注意してください。



対策

- メールやホームページで個人情報を聞かれても安易に答えない。
- 不審に思ったら、104(電話番号案内)等で確認した電話番号に電話するなど、その金融機関等に直接問い合わせる。
- メール本文のURLをクリックしない。
- メールやホームページで個人情報を聞かれても安易に答えない。
- 偽りのホームページを見つけたら、フィッシング110番(サイバー犯罪相談窓口)へ通報する。

インターネットカフェ

消したつもりでもデータは残る

不特定多数の人が利用するインターネットカフェ等のパソコンには、利用者の個人情報を盗むような不正なソフトがインストールされている危険性があります。実際にこの手口で個人情報を盗まれて悪用される事件が発生しています。

対策

- ID・パスワード、金融情報等の個人情報は入力しない。
- ネットバンキングなどのインターネット取引には利用しない。

無線LAN

使用するときにはセキュリティ設定を忘れずに

好きな場所からワイヤレスでネットワークに接続できる無線LANは、使い勝手の良さから利用者が増加しています。無線LANを利用する場合には、セキュリティを適切に設定し盗聴や不正利用の被害に遭わないよう注意してください。

対策

- セキュリティ設定(暗号等)を必ず行う。
- 使わないときはパソコンや無線LANルータの電源をOFFにする。